

山口県報

平成22年
9月14日
(火曜日)

目次

規則	山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)	一
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
	土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(農村整備課)	三
	保安林予定森林(美祢市)(森林整備課)	五
公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	五
	契約の締結(医務保険課)	五
	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	六



山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月十四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四十六号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第八の1の(3)の表の備考4及び別表第九の備考5中「のうち硝酸銀法」を削る。

別表第十四の1の(1)の表一の項第二号中「又は規格Z八七六三」を削り、同表三の項中「規格K〇〇九七」を「規格K〇〇八三」に改め、同表五の項中「のうちオシアン酸第二水銀法」を削り、同表六の項中「のうち吸光度法」を削り、同表七の項中「規格K〇〇九七」を「規格K〇〇八三」に改め、別表第十四の1の(2)の表二の項中「規格K〇〇九七」を「規格K〇〇八三」に改め、同表三の項中「準ずるか、又は規格B七九五五の自動計測器で定量する方法による」を「準ずる」に改め、同表六の項中「規格K〇〇九七」を「規格K〇〇八三」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百二十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年九月十四日から同年十月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社リライフ

住 所 下松市東海岸通り一八番地の一

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社リライフ

所在地 下松市東海岸通り二二番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十一号の四

排水口	項目	排出水の汚染状態の値										
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	ふっ素 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)				

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

排水処理施設	種類	項目		汚水等の汚染状態の値																																									
		項目																																											
		処理後	処理前																																										
		変更後	変更前	変更後	変更前	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大																														
		"	"	"	七	"	"	"	九・五	"	八・七	"	"	"	三〇	"	八	"	三〇	"	一八	"	"	"	四〇	"	〇・一	"	"	"	〇・三	"	〇・二五	"	〇・二九	"	一一・四	"	"	"	四三三	"	"	"	四五〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七-の四-イ	種類	項目		汚水等の汚染状態の値
		変更前	変更後	
		七	"	九・五
		三三	"	三〇
		三三	"	一三
		六〇	"	一三
		三三	"	三三
		四〇	"	三三
		〇・三	"	三三
		一	"	三三
		四三三	"	四五〇

備考 「七-の四-イ」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十一号の四の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するものをいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七号第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの

No. 2 排水口		No. 1 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前
"	七・三六	"	七
"	八・一	"	九・五
"	一〇	"	八・七
"	"	"	三〇
"	三・四一	"	八
"	二〇	"	三〇
"	一〇	"	一八
"	"	"	四〇
"	一	"	〇・一
"	一〇	"	一
"	検出せず	一一・四	〇・二五
"	"	"	四三四
"	五・三	"	四五三・六
"	九・三	"	"

山口県告示第三百二十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、危険ため池等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年九月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 危険ため池等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)
 - (一) 履行場所 山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町、熊毛郡田布施町及び平生町並びに阿武郡阿武町内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
	ため池ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定

定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)が土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。

- 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 告示二の(二)に規定する審査で平成二十二年九月十三日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百七十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
山口県山口農林事務所 山口市神田町六番一〇号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十二年九月十四日から同月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで
 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
 平成二十二年十月十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県山口農林事務所（電話〇八三一九二二一五二
 九一）にすること。

山口県告示第百二十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定によ
 り、危険ため池等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第二工区）の契約に係る
 一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営
 規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時
 期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年九月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 危険ため池等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第二工区）
- (一) 履行場所 下関市、宇部市、長門市、美祢市及び山陽小野田市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
ため池ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーション による浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で
 構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
 こと。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
 示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規
 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格（以下「競争入札参
 加資格」という。）が土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けているこ

と。

2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であ
 ること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 告示二の(二)に規定する審査で平成二十二年九月十三日までに山口県知事がその
 結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の
 総合点数が二百七十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共
 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」とい
 う。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に
 よるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関農林事務所 下関市豊田町大字殿敷一八九二

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十二年九月十四日から同月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
 平成二十二年十月十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関農林事務所（電話〇八三一九二二一五二
 九一）にすること。

山口県告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保
安林を次のように指定する予定である。

平成二十二年九月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市美東町絵堂字千鳥原八〇一、字吉ヶ峪一〇六一、一七六一、一七六二、於福
町上字相ノ山一七六四の一、一七六四の四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐とする。

美祢市美東町絵堂字千鳥原八〇一・字吉ヶ峪一〇六一・於福町上字相ノ山一七
六四の一・一七六四の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水
産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(二九五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお
り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年十
一月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦
覧に供します。

平成二十二年九月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 NPO 萩みんなの図書館

代 表 者 の 氏 名 陽 信孝

三 定款に記載された目的

「まちづくりは人づくり、人づくりは図書館から」、「萩を拓（ひら）き市民とと
もに育っていく、暮らしの中の図書館」をキーワードに、行政と「協働（パートナー
シップ）」の立場で萩市の図書館の運営に参画し、市民とともに読み・考え・働きな
がら、「市民の暮らしに役立つ図書館づくり」に寄与すること。

(二九六) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十二年九月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

健康福祉部医務保険課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

地方独立行政法人山口県立病院機構財務会計・人事給与システム構築業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十二年八月二十日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社ニッセイコム 東京都品川区大井一丁目四七番一号

六 契約金額

三千二百二十五万円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第十条第一項第一号に該当するため
 八 契約担当者
 山口県知事 二井 関成

(二九七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年九月十四日から平成二十三年一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年九月十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名
 田中 康男

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	三〇九台	二四四台

四 届出年月日

平成二十二年九月一日

五 変更年月日

平成二十三年五月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名
 田中 康男

三 変更に係る事項

駐車場の自動車の出入口の位置

四 届出年月日

平成二十二年九月一日

五 変更年月日

平成二十三年五月一日